

# 令和2年度 第1回 中部地方整備局 ダム事業費等監理委員会及び部会

令和2年5月開催(メール及び電話にて確認)

## 【議事次第】

### 1. ダム事業費等監理委員会

- 1) 委員会規則及び部会運営要領の改正について
- 2) 事業評価と事業費等監理部会の関係について
- 3) 事業費等監理部会の開催について
- 4) 令和元年度予算及び令和2年度予算について

### 2. ダム事業費等監理部会

- 1) 三峰川総合開発事業部会
- 2) 天竜川ダム再編事業部会

# 中部地方整備局ダム事業費等監理委員会

## 委員会規則（案）

### 第1条（総則）

本規則は、「中部地方整備局ダム事業費等監理委員会」（以下、委員会という。）を設置、運営するにあたり必要な事項を定めるものである。

### 第2条（目的）

ダム建設事業は、調査計画段階から用地補償、生活再建、ダム本体施工を経て管理段階に至るまで、長い期間と多額の事業費を必要とするプロジェクトであることから、事業者として一層のコスト縮減、工期遵守が求められる。そのため、建設段階にあるダム事業の事業執行において事業費及び工程管理の充実を図るため、ダム建設事業の実施方針及び各事業に共通する監理すべき主たる項目等について、有識者の意見を聴取することを目的とする。

### 第3条（委員会の事務等）

委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- 一 建設段階にあるダム事業における効率的な事業執行を図るための監理項目
  - 二 建設段階にあるダム事業における効率的な事業執行を図るための監理手法
- 2 建設段階にあるダム事業の事業執行状況等を効果的に発信するための方策について助言する。

### 第4条（委員会の組織）

委員会は、別紙の土木技術、社会経済、マスコミ情報等の有識者をもって組織する。

### 第5条（委員の委嘱等）

委員会の委員は、中部地方整備局が委嘱する。

- 2 委員会の委員は、本規則第9条第1項一から四の各部会の委員を兼ねるものとする。

### 第6条（委員の任期等）

委員の任期は委嘱のあった日から4年後の年度末までとし、再任は連続3期までとする。

## 第7条（委員長）

委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が委員長代理として委員長の職務を代理する。

## 第8条（委員会の開催）

委員会は、必要に応じて中部地方整備局の要請により、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会は、非公開で開催する。

## 第9条（部会の設置）

委員会には、本則第3条第1項一及び二に関して事業の実施状況を確認するため、次の一から四の部会を置く。

- 一 新丸山ダム建設事業部会
- 二 設楽ダム建設事業部会
- 三 天竜川ダム再編事業部会
- 四 三峰川総合開発事業部会

- 2 部会の組織、運営等必要な事項については、別に定める中部地方整備局ダム事業費等監理部会運営要領による。

## 第10条（情報公開）

委員会の会議資料及び議事要旨は、次の一から八の情報を除き公開とする。

- 一 個人に関する情報及び特定の個人を識別できるもの
- 二 法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの
- 三 国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの
- 四 率直な意見の交換及び中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの
- 五 特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 六 国もしくは地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれのあるもの
- 七 地方公共団体が経営する企業の経営上の正当な利益を害するおそれのあるもの
- 八 希少動植物の生息場所等の当該生物の保護に支障を及ぼすおそれのあるもの

- 2 委員の氏名及び所属は公表するものとする。

第 1 1 条（委員会事務局）

委員会事務局は、国土交通省中部地方整備局河川部に置く。

第 1 2 条（雑則）

本規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定めることができる。

附 則

本規則は、令和 元年 8 月 2 1 日から適用する。

令和 年 月 日一部改正

中部地方整備局ダム事業費等監理委員会  
委員名簿

区分	分野	氏名	所属
委員長	ダム維持管理	まつお なおき 松尾 直規	中部大学／名誉教授
委員	マスコミ	いのうえ じゅん 井上 純	中日新聞社／論説委員
	コンクリート工学	うちだ ゆういち 内田 裕市	岐阜大学工学部社会基盤工学科／教授
	環境経済システム	おがわ よしき 小川 芳樹	東洋大学大学院経済学部総合政策学科／教授
	公認会計士	たかぎ まさき 高木 正樹	公認会計士高木正樹事務所
	交通工学	まつもと ゆきまさ 松本 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科／教授

(五十音順、敬称略)

# 中部地方整備局ダム事業費等監理部会

## 部会運営要領（案）

### 第1条（総則）

本要領は、中部地方整備局ダム事業費等監理委員会規則（以下、規則という）第9条に基づき部会を運営するにあたり、必要な事項を定めるものである。

### 第2条（目的）

部会は、規則第3条第1項一及び二に基づき事業の実施状況を確認し、意見をすることを目的とする。

### 第3条（部会の事務等）

部会は、次の一から六に掲げる事項を確認し、意見を述べるものとする。

- 一 事業を巡る社会経済情勢の変化
- 二 事業の進捗状況と事業進捗の見込み
- 三 当該年度の予算と事業実施内容
- 四 当該年度の実施目標及び実施スケジュール
- 五 コスト縮減策の具体的な内容
- 六 その他

### 第4条（部会の組織）

部会は、別紙の中部地方整備局ダム事業費等監理委員会委員（以下、委員という。）、ダム事業毎の関係行政機関及び利水者等（以下、構成員という。）をもって組織する。

### 第5条（部会長）

部会には部会長を置き、中部地方整備局ダム事業費等監理委員会委員長（以下、委員長という。）が部会長を務めるものとする。

- 2 部会長は、部会の事務を掌握し、議事を進行する。
- 3 部会長は、必要に応じて部会長の指名する者を部会に招請し、意見を求めることができる。
- 4 部会長に事故あるときは、規則第7条第3項により委員長が指名する委員が部会長の職務を代理する。

## 第6条（部会の開催）

部会は、原則として毎年度1回を開催するものとし、中部地方整備局の要請により、部会長が招集する。

- 2 部会は、本要領第4条により組織される委員の過半数かつ構成員の過半数の出席をもって成立する。なお、関係行政機関、利水者等の構成員は代理出席を可能とする。
- 3 部会は、非公開で開催する。

## 第7条（情報公開）

部会の会議資料及び議事要旨は、次の一から八の情報を除き原則公開とする。

- 一 個人に関する情報及び特定の個人を識別できるもの
  - 二 法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの
  - 三 国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの
  - 四 率直な意見の交換及び中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの
  - 五 特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
  - 六 国もしくは地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれのあるもの
  - 七 地方公共団体が経営する企業の経営上の正当な利益を害するおそれのあるもの
  - 八 希少動植物の生息場所等の当該生物の保護に支障を及ぼすおそれのあるもの
- 2 委員及び構成員の氏名及び所属は公表するものとする。

## 第8条（部会事務局）

部会事務局は、ダム事業担当する次の一から四の事務所に置く。

- 一 新丸山ダム工事事務所 （新丸山ダム建設事業部会）
- 二 設楽ダム工事事務所 （設楽ダム建設事業部会）
- 三 浜松河川国道事務所 （天竜川ダム再編事業部会）
- 四 三峰川総合開発工事事務所 （三峰川総合開発事業部会）

## 第9条（雑則）

本要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会において定めることができる。

## 附 則

本要領は、令和 元年 8月21日から適用する。

令和 年 月 日一部改正

## 新丸山ダム建設事業部会 名簿

区分	分野	氏名	所属
委員長	ダム維持管理	まつお なおき 松尾 直規	中部大学／名誉教授
委員	マスコミ	いのうえ じゅん 井上 純	中日新聞社／論説委員
	コンクリート工学	うちだ ゆういち 内田 裕市	岐阜大学工学部社会基盤工学科／教授
	環境経済システム	おがわ よしき 小川 芳樹	東洋大学大学院経済学部総合政策学科／教授
	公認会計士	たかぎ まさき 高木 正樹	公認会計士高木正樹事務所
	交通工学	まつもと ゆきまさ 松本 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科／教授
構成員	関係行政機関	すずき こういちろう 鈴木 宏一郎	岐阜県県土整備部河川課長
		おかじま みつのり 岡島 充典	愛知県建設局河川課長
		すが しんじ 須賀 真司	三重県県土整備部防災砂防課長
	利水者等	しまだ りゅういち 嶋田 隆一	関西電力(株)水力事業本部 丸山・笠置発電所改良工事所長

(順不同、敬称略)

## 設楽ダム建設事業部会 名簿

区分	分野	氏名	所属
委員長	ダム維持管理	まつお なおき 松尾 直規	中部大学／名誉教授
委員	マスコミ	いのうえ じゅん 井上 純	中日新聞社／論説委員
	コンクリート工学	うちだ ゆういち 内田 裕市	岐阜大学工学部社会基盤工学科／教授
	環境経済システム	おがわ よしき 小川 芳樹	東洋大学大学院経済学部総合政策学科／教授
	公認会計士	たかぎ まさき 高木 正樹	公認会計士高木正樹事務所
	交通工学	まつもと ゆきまさ 松本 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科／教授
構成員	関係行政機関	おかじま みつのり 岡島 充典	愛知県建設局河川課長
		ぼんの よしひこ 阪野 芳彦	愛知県建設局水資源課長
	利水者等	なみざき むつお 浪崎 睦男	愛知県企業庁水道部水道計画課長

(順不同、敬称略)

## 天竜川ダム再編事業部会 名簿

区分	分野	氏名	所属
委員長	ダム維持管理	まつお なおき 松尾 直規	中部大学／名誉教授
委員	マスコミ	いのうえ じゅん 井上 純	中日新聞社／論説委員
	コンクリート工学	うちだ ゆういち 内田 裕市	岐阜大学工学部社会基盤工学科／教授
	環境経済システム	おがわ よしき 小川 芳樹	東洋大学大学院経済学部総合政策学科／教授
	公認会計士	たかぎ まさき 高木 正樹	公認会計士高木正樹事務所
	交通工学	まつもと ゆきまさ 松本 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科／教授
構成員	関係行政機関	みつのぶ のりひこ 光信 紀彦	静岡県交通基盤部河川砂防局長
	利水者等	ほしの まさし 星野 仁	電源開発(株)中部支店長代理兼土木グループリーダー

(順不同、敬称略)

## 三峰川総合開発事業部会 名簿

区分	分野	氏名	所属
委員長	ダム維持管理	まつお なおき 松尾 直規	中部大学／名誉教授
委員	マスコミ	いのうえ じゅん 井上 純	中日新聞社／論説委員
	コンクリート工学	うちだ ゆういち 内田 裕市	岐阜大学工学部社会基盤工学科／教授
	環境経済システム	おがわ よしき 小川 芳樹	東洋大学大学院経済学部総合政策学科／教授
	公認会計士	たかぎ まさき 高木 正樹	公認会計士高木正樹事務所
	交通工学	まつもと ゆきまさ 松本 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科／教授
構成員	関係行政機関	よしかわ たつや 吉川 達也	長野県建設部河川課長
	利水者等	こばやし ふみと 小林 史人	長野県企業局電気事業課長

(順不同、敬称略)

# 令和2年度 第1回 中部地方整備局ダム事業費等監理委員会

令和2年5月  
中部地方整備局 河川部

# 事業評価と事業費等監理部会の関係について

- 平成30年3月30日に「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」が改定され、**朱書き部が追加**。

## 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(抜粋)

### 第3 再評価を実施する事業

1 再評価を実施する事業は、以下の事業とする。

- (1)事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業
- (2)事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業
- (3)準備・計画段階で一定期間が経過している事業
- (4)再評価実施後一定期間が経過している事業
- (5)社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、**事業費や事業期間等の進捗状況を適時・適切に確認する取り組みを行った事業についてはその結果を踏まえ**、再評価の実施主体または所管部局等の長が行うものとする。

# 再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断

- 中部地方整備局管内のダム事業においては、「中部地方整備局ダム事業費等監理部会」において、事業の進捗状況に対し、意見をいただいているところ。
- そのため、「事業費等監理部会」において、事業の進捗状況を説明し、意見を伺った上で、その結果を踏まえ、再評価の実施を判断することとしている。

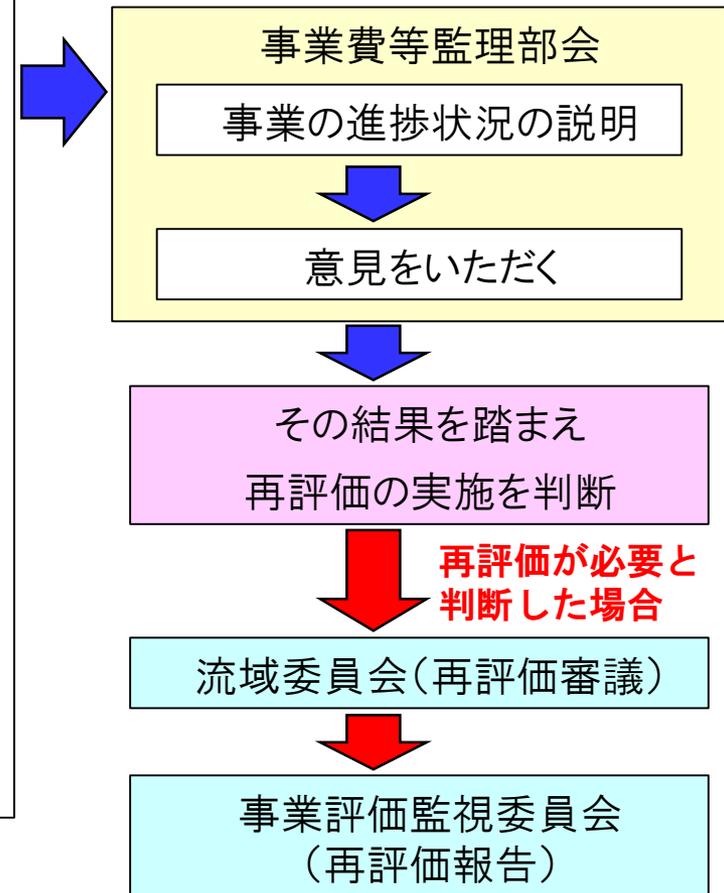
## 事業費や事業期間等の進捗状況を適時・適切に確認する取り組みを行っている事業

中部地方整備局ダム事業費等監理部会  
部会運営要領(抜粋)

### 第3条(部会の事務等)

部会は、次の一から六に掲げる事項を確認し、意見を述べるものとする。

- 一 事業を巡る社会経済情勢の変化
- 二 事業の進捗状況と事業進捗の見込み
- 三 当該年度の予算と事業実施内容
- 四 当該年度の実施目標及び実施スケジュール
- 五 コスト縮減策の具体的な内容
- 六 その他



# 事業費等監理部会の開催について

# 事業費等監理部会の開催理由

- 事業費や事業期間等の進捗状況、見込みについて、意見を伺うべきと判断した「三峰川総合開発事業」及び「天竜川ダム再編事業」について説明。

		三峰川総合開発事業	天竜川ダム再編事業
対象ダム		美和ダム(国土交通省)	佐久間ダム(電源開発(株))
事業目的		洪水調節機能の強化 貯水池堆砂対策	洪水調節 貯水池堆砂対策
総事業費		約523億円	約790億円
	執行済額	約497億円(95%執行)	約119億円(15%執行)
	残事業費	約26億円	約671億円
事業工期末		令和5年度	令和3年度
	残工期	4年	2年
前回部会 (R1.8.21)での 事業執行に対する 意見		【総事業費について】 令和2年度以降の残事業費が約26億円という状況のなかで、今後の事業規模を考慮して総事業費は満足しているのか	【事業工期について】 事業完了が令和3年度である一方、予算の執行率は15%であるが、事業をどのようにしていく予定か
	回答	当初想定していた主構造物は完了するが、施設運用を安全・効率的に行うための整備等が必要と考えており、それらを踏まえて検討の余地があり、現在精査を進めているところ	継続して検討を進めてきた堆砂対策工法についての骨子が固まったところであり、現在、事業完了までの新たな行程について精査を行っているところ

# 令和元年度予算及び令和2年度予算について

# 令和元年度予算及び令和2年度予算

## 令和元年度予算

	当初予算	変更(令和元年11月)		現在
新丸山ダム建設事業	8,828百万円			8,828百万円
設楽ダム建設事業	15,649百万円	-500百万円	地すべり対策工法の追加検討が必要になったことによる減※	15,149百万円
天竜川ダム再編事業	488百万円			488百万円
三峰川総合開発事業	1,279百万円			1,279百万円

※手戻りがないよう、地すべり対策工事を追加検討後に実施することに変更したことによる減(工事の先送り)

## 令和元年度補正予算

	補正予算(令和2年1月)	
新丸山ダム建設事業	400百万円	木曾川水系において、ダム再生事業である新丸山ダム建設事業を促進し、中京圏等を木曾川の洪水による壊滅的被害から守る

## 令和2年度予算

	当初予算	伸率
新丸山ダム建設事業	12,510百万円	1.42
設楽ダム建設事業	23,020百万円	1.47
天竜川ダム再編事業	908百万円	1.86
三峰川総合開発事業	2,570百万円	2.01